国民健康保険の届出について

次のようなときは、国民健康保険（国保）の加入・脱退等の手続きが必要となりますので、本人確認書類とマイナンバーがわかるものをお持ちの上、原則14日以内の届出をお願いします（マイナ保険証をお持ちの方も手続きが必要となります）。

ただし、必要な書類が揃わない場合は、14日を過ぎた後も随時受付をさせていただきますので、書類が揃いしだいお早めの届出をお願いします。

国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入したとき	—
職場の健康保険をやめたとき	退職日が分かる証明書（退職証明書、資格喪失証明書、離職票などのいずれか）
家族の職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れたことが分かる証明書（資格喪失証明書など）
子供が生まれたとき	—
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止（停止）決定通知書

国保を脱退するとき

必要なもの（共通）：紙の国民健康保険証または「資格確認書」

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出するとき	—
職場の健康保険に加入したとき・家族の職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保を脱退する方全員分の職場の健康保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
国保の被保険者が死亡したとき	—
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったり、世帯構成に変更があったとき	—
修学や施設入所などで、他市町村に住所を移したとき	在学証明書または在所証明書
保険証・「資格確認書」等を紛失したとき	本人確認書類

加入の届け出が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって、国保税を納めなければなりません。また、**その間の医療費は一旦全額自己負担となります。**

▼１月に資格が発生して、届け出を７月に行った場合

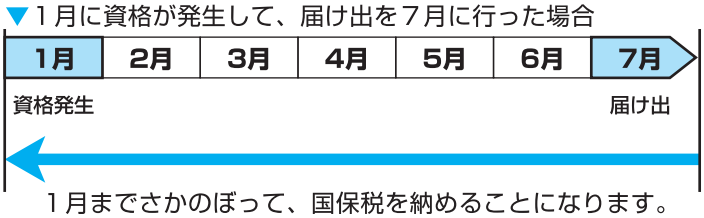

１月までさかのぼって、国保税を納めることになります。

脱退の届け出が遅れると…

- 届け出がされるまでの間、国保税が請求されます。
（届け出後に精算することになります）
- 資格喪失日以降に国保の保険証を使用して診療を受けた場合、国保で受診した分の医療費を返納していただくことになります。

問合せ　国保年金課　国保年金グループ　☎029−288−3111（内線143）